

承認第 3 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定を専決処分したので、同条第 3 項の規定により、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

専決第 3 号

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが 5 類感染症に変更され、国家公務員において防疫業務に係る特殊勤務手当の特例が廃止されたことに伴い加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 5 年 5 月 8 日

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 1 4 号

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

加東市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
附 則 <u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫業務手当の特例）</u> <u>2 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるのものに限る。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫業務手当を支給する。この場合において、第 3 条の規定は適用しない。</u> <u>3 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、4、0 0 0 円を超えない範囲内において、規則で定める。</u>	附 則 〔削る〕 〔削る〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承認第 3 号（条例第 1 4 号） 要旨

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 1 0 年法律第 1 1 4 号)における新型コロナウイルス感染症の位置付けが 5 類感染症に変更され、国家公務員において防疫業務に係る特殊勤務手当の特例が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫業務手当の特例を削る。(附則第 2 項及び第 3 項関係)

3 施行期日 公布の日

承認第3号（条例第14号） 説明資料

加東市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

加東市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則（令和2年加東市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
附 則 <u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫業務手当の特例）</u> <u>3 条例附則第2項に規定する規則で定める作業は、感染の危険に加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で行う作業であって、次に掲げるものとする。</u> <u>（1） 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「感染者等」という。）に接して行う作業</u> <u>（2） 感染者等が使用した宿泊施設等物件の処理作業</u> <u>（3） 感染者等を同一車両により指定する施設等へ移送し、又は搬送する作業</u> <u>（4） 前各号に掲げるもののほか、任命権者が認めたもの</u> <u>4 条例附則第3項に規定する規則で定める額は、3,000円（感染者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u>	附 則 〔削る〕 〔削る〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。